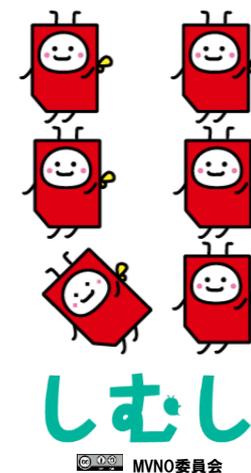


青少年の安心・安全なインターネット利用環境整備に関するタスクフォース（第18回）資料

フィルタリングサービス利用促進に向けた MVNO業界の取組みについて

2022年6月23日

テレコムサービス協会
MVNO委員会



MVNO独自ガイドラインへの対応状況（ヒアリング結果）

前回同様、2021年8月に改定した『MVNOにおける青少年へのフィルタリングサービスの加入奨励に関する指針』に対する各社の履行状況について13社より回答を得た。

前回より、各項目において、対応が進んでおり、引き続き各社へ対応状況について、定期的に確認を行い、フィルタリングの利用促進を図るためガイドラインへの遵守を依頼していく。 ※（ ）内は前回

ガイドライン追加項目	実施済み	実施予定	未定	予定なし	
<p>➤ 使用者確認の徹底について 青少年利用のスマホでのフィルタリングサービスの利用率向上に向け、青少年に関わらず、全ての契約者へ使用者確認及び使用者登録を実施する旨を追加。</p>	8社 (8社)	2社 (0社)	3社 (5社)	0社 (0社)	
<p>➤ 申込率改善への取組について オンライン申し込みや利用手順の際には、フィルタリングサービスの申込み有無が契約者による選択ではなく、予め申し込み有となる手順とすることを追加。</p>	3社 (2社)	2社 (2社)	7社 (7社)	1社 (2社)	
ガイドライン追加項目	記載済み	記載予定	未定	予定なし	
<p>➤ 子供と共有する場合の注意喚起 低年齢層の子供と共有する場合を考慮して、重要事項説明書等への注意喚起など、契約手続き時に保護者がフィルタリングの必要性を認識できるよう取り組む内容を追記。</p>	9社 (6社)	4社 (5社)	0社 (2社)	0社 (0社)	
ガイドライン追加項目	実施済み	実施予定	未定	実施困難	予定なし
<p>➤ フィルタリングの利用向上への取組について オンライン契約の場合、有効化措置を保護者自身に実施いただく必要があり、また、有効化措置の実施有無については、保護者からの申告となるため、事業者が自身でアクティベート状況を確認できるよう努力する内容を追加。</p>	6社 (5社)	2社 (0社)	2社 (3社)	3社 (4社)	0社 (1社)

MVNO独自ガイドラインへの対応状況（未対応等の理由）

ガイドラインへの対応状況ヒアリングにおいて、「未定」及び「予定なし」などの回答事業者に対して、理由をヒアリングし、以下の通り回答を得た。

問題点	内容
<p>ユーザー確認の徹底について</p> <ul style="list-style-type: none"> 未定 : 3社 予定なし : 0社 	<p>■未定の理由</p> <ul style="list-style-type: none"> 利用規約上、青少年の利用、及び契約者以外の利用を認めていないため未対応だったが、ユーザー確認、及び情報の登録の実施については検討中。 MNOの低価格プランなどにより、競争環境が激しく、開発コストの捻出が厳しくなっている。 使用者が18歳以下となる申し込みは受付ていないため。
<p>申込率改善への取組について</p> <ul style="list-style-type: none"> 未定 : 7社 予定なし : 1社 	<p>■未定の理由</p> <ul style="list-style-type: none"> オンライン申込みサービスの導入検討中 オンライン申込みを対応していないため、当面、対応の予定なし。 利用規約上、青少年の利用を認めていないため未対応だったが、申込率の改善については検討中。 iOS系の端末に実装されているフィルタリング機能やウイルスソフトに実装されている簡易なフィルタリング機能を利用するお客さまもいるため、契約者の年齢だけでデフォルトを「申し込む」が選択された状態とするのは、お客さまからのクレームにつながる恐れがあるため。 オンライン契約手続きの手順を大きく変更する必要があり、システム改修の規模が大きくなるため。 MNOの低価格プランなどにより、競争環境が激しく、開発コストの捻出が厳しくなっている。 使用者が18歳以下となる申し込みは受付ていないため。 <p>■予定なしの理由</p> <ul style="list-style-type: none"> オンラインでの新規申込手続きを実施していないため。
<p>フィルタリングの利用向上への取組について</p> <ul style="list-style-type: none"> 未定 : 2社 予定なし : 0社 	<p>■未定の理由</p> <ul style="list-style-type: none"> 技術的に対応が困難なため。 利用規約上、青少年の利用を認めていないため有効化措置が必須ではないため。